

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	子ども医療費助成関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

銚子市は、子ども医療費助成関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県銚子市長

公表日

令和6年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成関係事務
②事務の概要	銚子市子ども医療費の助成に関する規則(平成15年銚子市規則第1号)に基づき、子ども医療費助成に関する事務を行う。 ①子ども医療費助成の資格認定申請受付、審査及び決定事務 ②子ども医療費助成の受給券等交付事務 ③子ども医療費助成の各種届出受付、審査及び決定事務 ④子ども医療費助成の資格管理及び更新事務 ⑤子ども医療費助成の助成金交付申請受付、審査及び支払い事務
③システムの名称	Acrocity福祉総合(子ども医療費)、中間サーバー、番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 ・銚子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年銚子市条例第32号。以下「独自利用条例」という。)第3条第1項 別表第1の1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1 銚子市 総務課 総務室 政策法務班 電話 : 0479-24-8190
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1 銚子市 子育て支援課 子育て支援班 電話 : 0479-24-8967

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			<p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①子ども医療費助成の交付申請受付、審査及び決定事務 ②子ども医療費助成の受給券交付事務	①子ども医療費助成の資格認定申請受付、審査及び決定事務 ②子ども医療費助成の受給券等交付事務	事後	子ども医療費助成制度の年齢拡大のため
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	健康福祉部 子育て支援課 課長 山口 康子	子育て支援課 課長 越川 俊博	事後	組織再編のため
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	銚子市 総務市民部 総務課 政策法務班	銚子市 総務課 総務室 政策法務班	事後	組織再編のため
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	銚子市 健康福祉部 子育て支援課 子育て支援班	銚子市 子育て支援課 子育て支援班	事後	組織再編のため
平成30年4月1日	対象人数 計数時点	平成28年9月20日時点	平成30年4月1日時点	事後	定時見直しのため
平成30年4月1日	取扱者数 計数時点	平成28年9月20日時点	平成30年4月1日時点	事後	定時見直しのため
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	子育て支援課 課長 越川 俊博	子育て支援課長	事後	人事異動のため
平成31年4月1日	対象人数 計数時点	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定時見直しのため
平成31年4月1日	取扱者数 計数時点	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定時見直しのため
平成31年4月1日	IV リスク対策		1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	定時見直しのため
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号) ・独自利用条例第3条第2項 別表第2の3の項	・番号法第19条第17号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第17号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号) ・独自利用条例第3条第2項 別表第2の3の項	事後	番号法改正(号の繰り下げ)による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第17号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第17号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号) ・独自利用条例第3条第2項 別表第2の3の項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) 	事前	記載誤りによる
令和6年3月15日	対象人数 計数時点	平成31年4月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事前	保護評価の再実施による
令和6年3月15日	取扱者数 計数時点	平成31年4月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事前	保護評価の再実施による